

センター からの

2015
1月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2015.1月発行)

Contents

- 「e-ネットキャラバン」を活用しませんか!
- キックスクーター走行中の子どもの事故に注意!
- バック型洗剤の幼児の誤飲に気をつけて!
- 赤ちゃんの抱っこひもからの転落に注意!
- 気を付けて、浴槽での首掛け式浮き輪の事故!!
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

小中高校の先生・保護者のみなさんへ

「e-ネットキャラバン」を活用しませんか!

スマートフォンやパソコンを安心、安全に使うことを学ぶ講座です。
講師派遣に伴う謝礼や交通費は無料です。

e-ネットキャラバンは、インターネットの安心・安全な利用のために、保護者や教職員をはじめ、小(5年生以上)・中・高校生向けに実施する「e-ネット安心講座」によるガイダンスです。

総務省、文部科学省及び通信関係団体などが連携して、全国規模で講師を派遣する出前講座を行っています。岡山県消費生活センターの職員・相談員も講師登録しており、「e-ネット安心講座」の講師を務めます。

講座の内容は、ネット依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺などの実態や、その対策方法などです。保護者の会合や、勉強会、学校における情報リテラシー教育の一環としてぜひご活用ください。講座を行う講師の派遣に伴う謝礼や交通費は無料です。

e-ネットキャラバンの詳細や申込み方法については公式ホームページをご覧ください。

e-ネットキャラバン公式ホームページ <https://www.e-netcaravan.jp>

問合せ先 e-ネットキャラバン事務局(9:30～17:00、土日・祝日除く)
TEL: 03-5403-1090 FAX: 03-5403-1092



「住宅リフォームの進め方」

(岡山県住宅リフォーム推進協議会との共催講座)

講師 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

リフォームの流れや工事トラブル防止のポイント、リフォームしたら減税になる制度などについて学びます。

参加希望の方は、電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

TEL **086-226-1019** FAX **086-227-3715** メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成27年
1月23日(金) 13:30～15:30
in 岡山県消費生活センター

キックスケーター走行中の 子どもの事故に注意！

—頭を強く打つと命に関わる大けがを負うことも—



昨年5月、キックスケーターで急な坂道を下っていた児童が転倒して頭部を負傷し亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

キックスケーターは子どもでも気軽に使用できますが、傾斜がある路面や側溝などの凹凸のある場所では、予期せぬスピードが出たり、バランスを崩したりして転倒する危険性が高まります。

お子さんがキックスケーターを使用する際、保護者は以下の点に注意しましょう。

1 お子さんに正しい乗り方を練習させましょう

キックスケーターは子どもでも気軽に使用できますが、使い方によっては命に関わる大けがを負うこともあります。取扱説明書を確認し、正しい乗り方を練習させましょう。

2 道路の走行は大変危険です。周囲や路面の状況を確認し、安全な場所で使用させましょう

事故の7割近くは道路で発生しています。また、道路を走行中に自動車等にはねられて死亡した等の交通事故も報道されています。道路の走行は危険ですので、避けましょう。

また、傾斜のある場所は、予期せぬスピードが出るため転倒する危険性が高まります。さらに、側溝やマンホールなどの凹凸や障害物のある場所では、バランスを崩し、転倒するおそれがあります。路面の状況も確認し、安全な場所で使用させましょう。

3 ヘルメットを必ず着用させましょう

頭を打つと、命に関わる大けがにつながるおそれがあります。万が一転倒した場合も、ヘルメットの正しい着用により頭部への衝撃を軽減することができます。ヘルメットは必ず着用させましょう。肘当て、膝当て、グローブなどの保護具も手足のけがの防止につながります。また、はだしやサンダルでは使用せず、靴を履いて使用しましょう。

4 頭を打った場合は、症状によってはすぐに救急車を呼びましょう

頭を打った場合は、意識障害があるかを確認し、必要な場合はすぐに救急車を呼びましょう。頭部外傷は、直後には症状が出ず、時間がたってから急変することもあるので、念のため医療機関を受診し、検査を受けましょう。

「キックスケーター」とは

キックスケーターは、車輪付ボードに操作棒が付属した乗り物で、地面を足で蹴って走行するものです。

一般財団法人製品安全協会は、キックスケーターを含む「ボード系ホイール付き走行ギア」についてSG基準を定めており、基準に適合した商品にはSGマークが貼付されています。

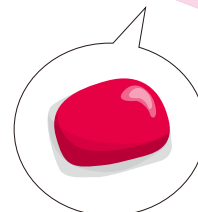


パック型洗剤の幼児の誤飲に気をつけて!

1回分の洗剤を水溶性フィルムに包んだパック型の製品（パック型洗剤）を小児が誤飲する事故が報告されています。フィルムは水で溶けるため、口に入れたり、濡れた手で触るとフィルムが破れます。フィルムが破れて飛散した洗剤が眼に入ったり、皮膚についたりする事故も報告されています。口の中で破れた場合は、誤飲したり、気管に入ったりする危険性があります。

容器のふたを閉めて子どもの手の届かないところに保管するとともに、パック型洗剤はお菓子やおもちゃではないことを子どもに教えましょう。

また、誤食・誤飲してしまった場合はすぐに医療機関を受診してください。



赤ちゃんの抱っこひもからの転落に注意!

抱っこひもからの転落により低月齢の赤ちゃんがけがをする事故が起きています。頭の骨を折るなどして入院に至ったケースも報告されています。

事故を防ぐポイント

- **抱っこひも（おんぶひも）の着け外しを、立ったまましない!**
着け外しは、しゃがんだり、椅子に座るなど、低い姿勢で行いましょう。外出先ではおむつ交換台を利用するなど、安定した場所で行いましょう。
- **抱っこで前かがみするときは赤ちゃんに手を添えて!**
とっさの時に赤ちゃんを守るように、抱っこの時は片手を空けておきましょう。かがむ時にはひざを曲げ、赤ちゃんが前に倒れないように手を添えるなどの動作を、日頃から練習しておきましょう。
- **取扱説明書をしっかり読みましょう!**
抱っこひもを使用する時の注意事項が記載されています。使用方法を動画で説明しているメーカーのホームページもありますので、正しい使い方を確認しましょう。



気を付けて、浴槽での首掛け式浮き輪の事故!!

— 赤ちゃんは御機嫌でも一瞬も目を離してはいけません —

首掛け式の乳幼児用浮き輪（首浮き輪）を浴槽で使用した際に赤ちゃんが溺水する事故が発生しています。

これらの事故は、保護者が自らの洗髪や衣服を取りに行くなどのわずかな時間、目を離れたときに発生しています。

首浮き輪は目を離さないで使用する商品です。乳幼児を入浴させる際は、例え御機嫌でも、保護者の皆さんは一瞬でも乳幼児から目を離してはいけません。



首掛け式浮き輪

●消費生活相談事例●

インターネット上の内職商法にご用心



「ウェブサイトを作成して、広告収入が得られる副業を紹介する」と電話があった。「サイト作成料金が50万円、管理費が毎月1万円必要だが、月5万円の収入が必ずある」と説明され、クレジットで契約した。冷静に考えると、何もしないで収入が得られることは不審であり、解約したい。

(瀬戸内市：女性)

消費者へのアドバイス

「簡単に儲かる」などと勧誘されるインターネットを利用した手軽なサイドビジネス・副業に関する相談が増えています。

インターネット上に自分のウェブサイトを作り、商品広告を出して収入を得るアフィリエイトの高額な契約を結んだが、収入にならないといった相談です。

アフィリエイトは、提携先の商品広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が提携先から商品を購入した場合、一定の収入を得られるというものです。

ネット上、もしくは求人情報などで、「副収入をお考えの方」といって募集されているものの中には、この仕組みを悪用した悪質な内職商法があります。

事業者は、仕事を始めるに当たり必要だと称し

て、サイト開設料やサポート費用などの名目で高額な費用を負担させますが、ほとんど収入につながりません。解約を申し出ても応じてもらえなかったり、業者と連絡が取れなくなったり、倒産するケースもあります。

こうした被害に遭わないためには、「誰でも簡単に稼げる」など自分で努力せずにお金が儲かるなどという話は信じないことです。

収入を得る前に高額な費用が必要な契約や、仕事の内容が不明確な契約はしないでください。

事例の場合は、相談者から契約に至った経緯等を書面にして販売業者とクレジット会社等に送付し、センターが事業者と交渉した結果、解約できました。

困ったときは、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

相談する勇氣 悪質商法に負けないぞ!

企画 千葉市消費生活センター 制作 東映株式会社

どうしたら悪質商法の被害にあわずに済むのか、被害にあった場合はどうすればいいのかを天の声を通して学びます。

*貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

*ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

26分



軽度の知的障害や発達障害のある若者、保護者・支援者向け

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>